前橋市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（口頭審理） 第8条　省略 2～4　省略 5　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3)　省略 6～8　省略	（口頭審理） 第8条　省略 2～4　省略 5　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3)　省略 6～8　省略